

第18回新型コロナウイルス感染症対策本部会議

と き 令和4年1月14日(金)13:30～

ところ 妙高市役所 コラボホール

1. 開会

2. 感染状況・ワクチン接種計画について … 健康保険課 資料1 資料2

3. 新潟県独自警報の発令について … 総務課 資料3

4. 市の対応方針について … 総務課 資料4

5. その他

6. 本部長指示など … 副本部長 資料5

7. 閉会

新型コロナウイルス感染症患者の発生状況(令和4年1月1日以降)

資料1

1. 新潟県(全体)

【人】

公表日	1日~7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日(※)
新潟県(全体)	135	102	86	76	61	129	220

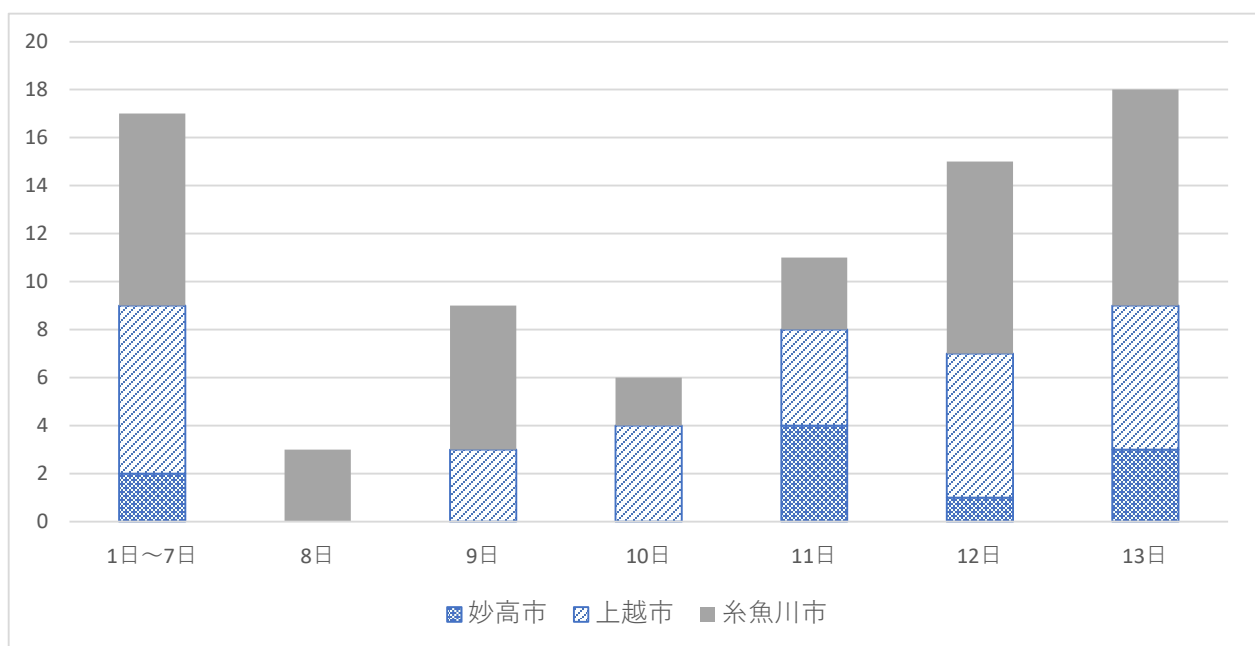
(※)・・・過去最多を更新した日

2. 上越地域

【人】

公表日	1日~7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日
妙高市	2	0	0	0	4	1	3
上越市	7	0	3	4	4	6	6
糸魚川市	8	3	6	2	3	8	9
合計	17	3	9	6	11	15	18

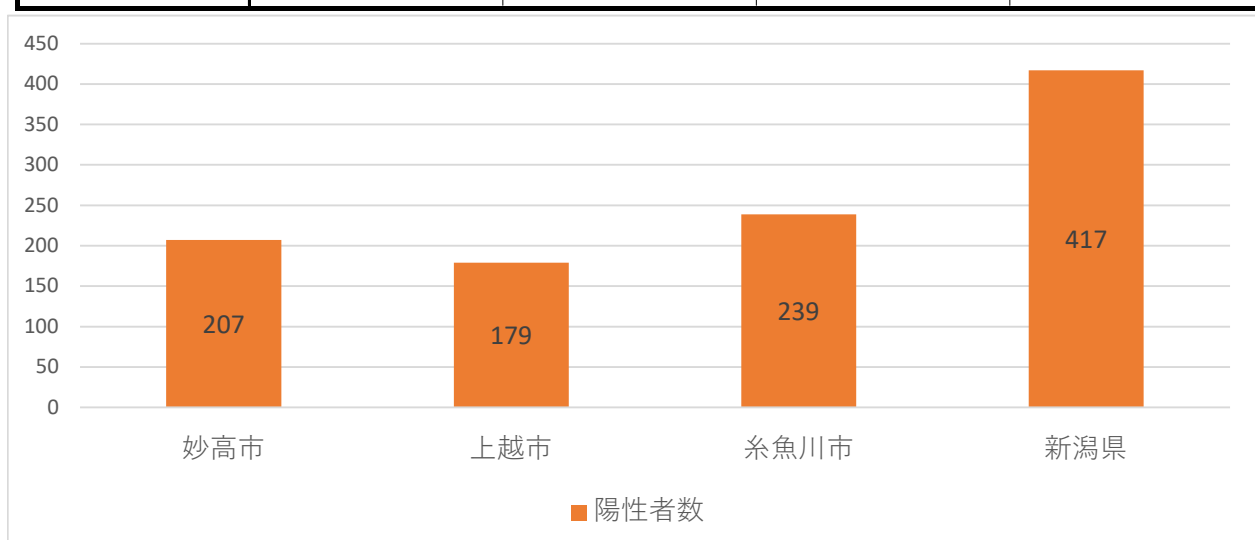
※妙高市における一日の公表人数の過去最高：7月27日 6人



3. 人口10万人あたりの陽性者数(令和4年1月13日公表分まで)

【人】

自治体名	妙高市	上越市	糸魚川市	新潟県
陽性者数	207	179	239	417



新型コロナウイルスワクチン追加接種（3回目）の実施について

令和4年1月14日現在

【現在の国の方針】

2回目の接種が完了した18歳以上のかたについて、次のとおり一定期間経過後、追加接種を行う。

（対象：25,275人）

- ①医療従事者等、高齢者施設等の入所者及び従事者は2回目接種から6か月経過後
- ②その他高齢者は令和4年2月1日以降、7か月経過後
- ③一般（18歳～64歳）も7か月経過後の接種を検討中
- ④なお、5歳～11歳の1、2回目は3月からの接種開始に向け調整中

【市の方針】

国の方針を受け、接種対象者が可能な限り早く追加接種が行うことができるよう、次のとおり、追加接種（3回目）を実施する。

1 医療従事者等への接種〔752人〕

- ・対象者：市内の診療所、歯科診療所、薬局等の医療従事者
- ・令和4年1月13日から、市内医療機関で実施中

2 高齢者施設等での接種（施設接種）〔1,002人〕

- ・対象者：市内の高齢者施設等の入所者及び従事者
- ・令和4年1月26日から、市内の高齢者施設等（19施設）で順次、実施

3 高齢者（65歳以上のかた）への接種〔10,226人〕

（1）個別接種

- ・令和4年2月1日から、妙高市を含む上越地域の59医療機関で接種を実施
- ・基礎疾患等により1、2回目を個別接種で接種し、7か月が経過した高齢者に対し、接種券を1月14日から順次、発送
- ・予約は、1月19日からWEB予約システムまたは電話にて受付開始（予約方法は各医療機関で異なる）

（2）集団接種

地域	開始日	会場
新井地域	令和4年2月25日から	新井ふれあい会館
妙高地域	令和4年3月12日から	妙高ふれあいパーク
妙高高原地域	令和4年3月19日から	妙高高原メッセ

- ・日時指定方式とし、接種日時と会場を指定した案内を、対象者に送付する。
- ・接種券は、2月4日以降、順次、接種日時の案内と一緒に、集団接種日の概ね2週間前までに送付する。（前回、個別接種をしたかたを除く）

4 18歳～64歳のかたへの接種 [13,295人]

- ・国の方針が決定次第、前倒しでの接種ができるよう、準備を進める。
- ・日時指定方式とし、接種日時と会場を指定した案内と接種券を、集団接種日の概ね2週間前までに対象者へ送付する。

5 小児（5歳～11歳）のかたへの接種 [1,658人]

- ・国の3月からの実施方針が決定次第、速やかに接種（個別接種）を開始できるよう、上越医師会をはじめ関係機関と調整中。

6 その他

- ・オミクロン株の感染が急速に拡大していることから、1、2回目接種時に市独自の優先接種者として実施した「保育士等」「教職員等」についても、前倒しでの接種を進める。

全国的にオミクロン株による感染急拡大が起きている中、昨日（1月7日）本県初となるオミクロン株の感染者が確認されました。ここ数日、県内の新規感染者が急速に増加していることを踏まえ、

本日（1月8日）県独自の警報を発令します。

（国基準はレベル2に移行）

今後、県内においてもオミクロン株による急速な感染の拡大が懸念されることから、常に感染している可能性を考え、**基本的な感染対策を徹底（手洗い・手指消毒、3密回避、マスク着用）**していただくとともに、以下のとおりお願いします。

（令和4年1月12日_新潟県第58回新型コロナウイルス感染症対策本部会議における呼びかけ）

■ **発熱やのどの痛み、せきなどの症状のある方**は、
（症状消失後も2日は×）

出勤、登校、不要不急の外出を控えてください

■ **ハイリスク**を伴う行動の前後※には**検査**を受けてください

※県外との往来、イベント、大人数での会食・飲み会など

事 務 連 絡
令和 4 年 1 月 7 日

所 属 長 様

総 務 課 長

新型コロナウイルス感染症対策の徹底について

新型コロナウイルス感染症について、国内における一日の新規感染者数が4,400人を超えたほか、沖縄県などに「まん延防止等重点措置」の適用が検討されるなど、感染が急拡大しています。

つきましては、あらためて感染予防の徹底をお願いします。

1 感染拡大が見られる地域との往来（出張、旅行等）は、原則禁止。

- ・感染が拡大している地域への出張は、原則禁止する。
- ・出張や訪問は、オンライン等を活用する。
- ・やむを得ず出張する場合は、総務課長に届け出ることとし、行動記録及び帰庁後の健康チェックを徹底する。
- ・感染が拡大している地域からの来訪も原則禁止する。やむを得ず対応する場合は、来訪者のマスク着用、検温、消毒とともに、使用後の会場のアルコール消毒を徹底する。
- ・帰省した家族がいる家庭内では、おおむね10日間マスクを着用し、健康観察を徹底する。

2 普段顔を合わせない人との飲み会、食事は控える。

- ・体調が悪い場合は会わない。（症状消失後2日までは会わない。）
- ・人数を絞る、短時間で会う、距離を取る、マスクは外さない。
- ・斜めに座るなど配置を工夫し、距離をとる。
- ・マスク、手指の消毒等の感染防止対策を徹底する。

3 自分だけでなく家族に発熱した者がいる場合は出勤しない。

- ・発熱等の症状がある場合は、出勤しない。
- ・家族に発熱した者がいる場合も同様とし、医師の診断やPCR検査等で感染の疑いがないことを確認した後に出勤する。
- ・出勤前の体温測定など、健康管理を徹底する。

※特別休暇となる場合：職員が新型コロナウイルス感染症に罹患した又は保健所から濃厚接触者と判断された場合

4 庁舎及び市所管施設の感染予防を徹底する。

- ・勤務中は必ず、マスクを着用し、手洗いの実施、咳エチケットや健康管理を徹底する。市民等への訪問、対応時は、特に注意する。
- ・適度に換気を行うものとし、乾燥にも注意する。
- ・昼食時は会話を控える。
- ・毎日の清掃、カウンターや共有スペースの消毒など、庁舎内の衛生管理を徹底する。
- ・特に来庁者との打ち合わせ後は、椅子やテーブル等のアルコール消毒を必ず行う。
- ・会議室を使用した場合は、机などの消毒を行う。（総務課にある消毒セットを使用してください）

本部長(市長)から職員に向けた指示事項及び市民の皆様へお願い

職員各位へ

令和4年1月7日の通知のとおり。

1. 感染拡大が見られる地域との往来は、オンライン等を活用するなどの対応とし、原則禁止とする。また、同地域からの来訪も原則禁止とし、やむを得ない場合は、ワクチンの接種確認やマスク着用等、感染防止対策を徹底すること。
2. 普段顔を合わせない人との、飲食を伴う会合は控えること。
3. 自分だけでなく家族に発熱した者がいる場合は出勤しないこと。
4. 庁舎及び市所管施設の感染予防を徹底すること。
 - ①勤務中は必ずマスクを着用するなど、感染防止対策の基本を徹底するとともに、市民等への訪問、対応時は特に注意すること。
 - ②学校や保育園、こども園、指定管理施設についても、基本的対策は庁舎と同様の対応とすること。ただし、集客施設などについては、それぞれのガイドライン等を遵守し感染対策を図るとともに、所管課においてはその状況を的確に把握すること。

市民の皆様へお願い

これまで、市や県が行う新型コロナウイルス感染症の各種対策にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、当市においては、年明け以降、10人の感染症患者が確認されました。また、新潟県では昨日の感染症患者発生が220人と過去最多となるなど急激な感染拡大が進んでいるとともに、感染力が強いと言われているオミクロン株の進攻により、予断を許さない状況にあります。

感染拡大を防止するため、あらためて市民の皆様へお願い申し上げます。

1. 感染拡大が確認されている地域との往来は、慎重に判断してください。
2. 発熱やのどの痛み、せきなどの症状のある方は、出勤や登園、登校、不要不急の外出を控えてください。
3. 県外との往来、大人数での会食や飲み会などの前後には、感染を確認するための検査を受けてください。
4. 3回目の新型コロナワクチン接種については、できる限り早い時期に接種ができるよう準備を進めております。集団免疫を獲得するため、できる限り多くの市民の皆様から接種いただきますようお願いいたします。
5. 感染された方や、その関係者の皆様への誹謗中傷など、心ない行動を懸念しています。どうか市民の皆様には、人権に配慮した冷静な行動をお願いします。

結びに、感染症患者が連続的に確認されるなど、厳しい状況となっておりますが、今一度、感染防止対策の基本を徹底し、この難局を市民の皆様、事業所の皆様と一丸となって乗り越えたいと考えております。ご協力をよろしくお願い申し上げます。

令和4年1月14日

妙高市新型コロナウイルス感染症対策本部

本部長 入村 明